

# 定時株主総会および 普通株主様による 種類株主総会 招集ご通知



じもと  
HOLDINGS



きらやか銀行



仙台銀行

- ・本株主総会は、ご出席の株主さまへのお土産を取り止めさせていただきます。
- ・新型コロナウイルス感染防止のため、書面またはインターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。

日時

2020年6月24日（水曜日）  
午前10時

会場

山形市旅籠町三丁目2番3号  
きらやか銀行本店 3階大会議室

議案

(定時株主総会)

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 株式併合の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第5号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

(普通株主様による種類株主総会)

決議事項

第1号議案 株式併合の件

第2号議案 定款一部変更の件

第8期定時株主総会会場は山形市となっております。  
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき  
お間違いのないようご注意ください。



書面またはインターネットによる  
議決権行使の期限

2020年6月23日（火曜日）  
午後5時10分まで

株式会社じもとホールディングス

証券コード：7161

## じもとグループのビジョン

---

じもとグループは、宮城県と山形県に根ざし、  
両県をつなぐ、金融機関グループです。  
地元の企業を元気にする本気の「本業支援」を通じて  
豊かな地域社会の実現を目指しています。



## 株主の皆さまへ



取締役社長 栗野 学

取締役会長 鈴木 隆

平素より格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

じもとホールディングスは、おかげさまで、2019年10月に設立7周年を迎えました。

宮城と山形の「人・情報・産業」をつなぎ、経済や人びとの交流の活性化を通じて魅力ある地域を創り上げることを使命とし各種施策に取り組んでおります。

2018年4月より開始した中期経営計画も2年が経過いたしました。キーワードは、「顧客本位の本業支援」と「統合効果の発揮」です。

「顧客本位の本業支援」では、本業支援を真に必要なとお客さまのもとへ足を運び、寄り添い、サポートすることで、お客さまの喜びと成長を通して、地域経済の発展と地方創生に貢献してまいります。

また、「統合効果の発揮」では、グループ全体で組織・業務運営体制の更なる効率化・合理化に努め、これまで以上にシナジー効果を発揮すべくグループ一丸となって取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により地域経済への影響や雇用環境の悪化等が懸念されております。地元中小企業等の皆さまへの本業支援を全力で取り組み、地域経済を支える地元金融機関としての責務を果たしてまいりますので、株主の皆さま方におかれましては、更なるご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月

## 目次

議決権行使等についてのご案内

インターネットによる議決権行使のご案内

第8期定時株主総会および

普通株主様による種類株主総会

招集ご通知……………1頁

■株主総会参考書類……………3頁

(定時株主総会)

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 株式併合の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第5号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

(普通株主様による種類株主総会)

決議事項

第1号議案 株式併合の件

第2号議案 定款一部変更の件

添付書類

■事業報告……………17頁

■連結計算書類及び個別計算書類……………39頁

■監査報告書……………45頁

■ESG・SDGsへの取り組み

■株主総会会場ご案内図

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

## 会場受付へのご提出



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

**場所** きらやか銀行本店 3階大会議室 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)  
**日時** 2020年6月24日(水) 午前10時(受付開始:午前9時)

株主総会にご出席いただけない場合

## 郵送でのご提出



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2020年6月23日(火) 午後5時10分到着分まで

## インターネットでのご入力



パソコンから議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2020年6月23日(火) 午後5時10分まで

詳細は次頁をご覧ください

# 議決権行使書用紙のご記入方法

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。←

(定時株主総会)

第1号議案 第2号議案 第3号議案 第5号議案

(普通株主様による種類株主総会)

第1号議案 第2号議案

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

(定時株主総会)

第4号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

The image shows a proxy voting form with several sections. Red boxes highlight the voting area for proposals 1, 2, 3, and 5, and the area for the internet voting code and ID. The form includes fields for the shareholder's name, address, and the company name (Kiriyaka Bank). There are also instructions on how to use the form and a QR code for internet voting.

インターネットによる議決権行使に必要なとなる、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

※各議案に対して賛否の表示がない場合、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

## インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限：2020年6月23日（火）午後5時10分まで

1. インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する次の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



2. 下記の行使手順に従って、議決権を行使してください。

### ① 議決権行使サイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

### ② ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

### ③ パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と新しい「パスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

### ご注意

- パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後のものを有効な行使としてお取り扱いいたします。

### お問い合わせ先について

- インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

フリーダイヤル **0120-768-524**（受付時間 9：00～21：00 土・日・休日を除く）

株主各位

(証券コード 7161)

2020年6月5日

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

株式会社じもとホールディングス

取締役社長 栗野 学

## 第8期定時株主総会および普通株主様による 種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会には、第2号議案として「株式併合の件」を、第3号議案として「定款一部変更の件」をそれぞれ議案として上程いたしますが、これらの議案につきましては、会社法第322条第1項第1号及び第2号に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、「議決権行使等についてのご案内」にしたがって、株主総会前日の営業時間終了時（2020年6月23日（火曜日）午後5時10分）までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬具

### 会場につきまして

- ・ 前回の定時株主総会は仙台市の仙台銀行本店9階講堂で開催いたしましたが、今回の第8期定時株主総会につきましては、山形市のきらやか銀行本店3階大会議室での開催とし、仙台市の仙台銀行本店9階講堂を中継会場とすることにいたします。
- ・ 末尾の株主総会会場ご案内図及び中継会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。
- ・ なお、次回株主総会は仙台市で開催する予定としております。

《 仙台市の中継会場にご来場の株主さまへ 》

- ※ 仙台市の中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。
- ※ 中継会場にご来場の場合は、書面またはインターネットにより、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

## 記

<b>1</b> 日 時	2020年6月24日（水曜日）午前10時
<b>2</b> 場 所	山形市旅籠町三丁目2番3号 きらやか銀行本店 3階大会議室 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
<b>3</b> 目的事項	<p><b>(定時株主総会)</b></p> <p><b>報告事項</b> 1. 第8期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人 及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第8期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件</p> <p><b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 株式併合の件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名 選任の件 第5号議案 監査等委員である取締役1名選任の件</p> <p><b>(普通株主様による種類株主総会)</b></p> <p><b>決議事項</b> 第1号議案 株式併合の件 第2号議案 定款一部変更の件</p>

以上

今後の状況の変化により、株主総会の運営等に変更が生ずる場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第26条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。
- ※ 本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ※ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.jimoto-hd.co.jp/>)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

新型コロナウイルス感染症の拡大により地域経済の低迷やそれに伴う取引先企業への業績悪化などの影響が懸念されており、当社グループにおいても与信関連費用の増加などの影響が出ております。

当期の期末配当につきましては、そのような環境の中で、地元中小企業等への安定かつ円滑な資金供給を通じた支援を行うことで地域経済を支えるべく、財務体質強化のために必要な内部留保の確保及び充実の観点から、誠に遺憾ではございますが、以下のとおり普通株式の期末配当を前期より1円減配し、1株につき1円50銭とさせていただきますと存じます。

なお、中間配当金2円50銭を加えた普通株式の年間配当金は1株につき4円となります。

また、優先株式の期末配当金は所定のものであります。

### 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。		
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	普通株式	1株につき <b>1円50銭</b>	総額 <b>268,285,749円</b>
	B種優先株式	1株につき <b>0円01銭5厘</b>	総額 <b>1,950,000円</b>
	C種優先株式	1株につき <b>1円28銭6厘</b>	総額 <b>128,600,000円</b>
	D種優先株式	1株につき <b>0円01銭</b>	総額 <b>500,000円</b>
			合計 <b>399,335,749円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月25日（木）		



## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を実施する理由

当社普通株式の発行済株式総数は2020年3月31日現在で178,867,630株となっておりますが、当社普通株式の株価水準は、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（1単元あたり5万円以上50万円未満）を大幅に下回り、株価が相対的に低いことから、投機対象として株価の大きな変動を招きやすい状況となっております。

また、2020年3月31日現在の当社株価は91円であり、1株あたりの株価変動についても相対的に大きく、株主及び一般投資家の皆様への影響は小さくない状況であると認識しております。

このような状況を踏まえ、取引所市場や一般投資家からの信頼獲得に繋げるために、当社普通株式の株価及び株式の投資単位の適切な水準への調整や、将来の柔軟かつ機動的な株主還元施策を実施するうえで最適な発行済株式総数の実現等の観点から総合的に勘案し、10株を1株に併合する株式併合を実施いたしたいと存じます。

あわせてB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式についても、その権利に変動が生じないようにするため、普通株式と同様に10株を1株に併合する株式併合を実施するものであります。

### 2. 併合の割合

普通株式並びにB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について、10株を1株の割合をもって併合いたします。

### 3. 株式併合がその効力を生ずる日

2020年10月1日（木）

### 4. 併合する株式の種類

普通株式並びにB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式

### 5. 効力発生日における発行可能株式総数

現在の16億株から1億6千万株に変更いたします。

## 6. 併合内容とその影響について

2020年10月1日をもちまして、2020年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、普通株式並びにB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について10株を1株の割合をもって併合いたします。

株式併合により、発行済株式総数は10分の1に減少することになりますが、実施前後での純資産等は変動いたしませんので、1株あたりの純資産額は10倍となります。このため株式市況などその他の変動要因を除き、ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

## 7. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されること並びに普通株主様による種類株主総会、B種優先株主様、C種優先株主様及びD種優先株主様による種類株主総会において本議案に係る株式併合及び第3号議案に係る定款の一部変更が承認可決されることを条件といたします。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、普通株式並びにB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の発行済株式総数の減少を勘案し、現行定款第6条に規定する普通株式の発行可能株式総数並びにB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の発行可能種類株式総数を株式併合の割合に合せて減少させるものであります。
- (2) 本定款の一部変更の効力は、第2号議案「株式併合の件」が承認可決されること並びに普通株主様による種類株主総会、B種優先株主様、C種優先株主様及びD種優先株主様による種類株主総会において第2号議案に係る株式併合及び本議案に係る定款の一部変更が承認可決されることを条件といたします。

また、株式併合の効力発生日である2020年10月1日をもってその効力が生じる旨の附則を設け、本附則はその効力の発生をもって、これを定款から削除することといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>1,600,000,000</u> 株とし、当社の各種類株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>160,000,000</u> 株とし、当社の各種類株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。
普通株式 <span style="float: right;"><u>1,600,000,000</u>株</span>	普通株式 <span style="float: right;"><u>160,000,000</u>株</span>
B種優先株式 <span style="float: right;"><u>130,000,000</u>株</span>	B種優先株式 <span style="float: right;"><u>13,000,000</u>株</span>
C種優先株式 <span style="float: right;"><u>200,000,000</u>株</span>	C種優先株式 <span style="float: right;"><u>20,000,000</u>株</span>
D種優先株式 <span style="float: right;"><u>200,000,000</u>株</span>	D種優先株式 <span style="float: right;"><u>20,000,000</u>株</span>
(附則)	(附則)
(監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)	(監査役の責任免除に関する経過措置) 第 1 条 (現行どおり)
(新設)	(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数の効力発生日) 第 2 条 <u>第 6 条 (発行可能株式総数) の変更は、2020年10月 1 日をもって効力を生じるものとし、かかる効力発生の時をもって本附則を削除する。</u>

上記定款第 6 条 (発行可能株式総数) の変更のうち当社の発行可能株式総数の16億株から1億6千万株への変更につきましては、会社法第182条第 2 項に基づき、第 2 号議案に係る株式併合の効力発生日である2020年10月 1 日に変更されたものとみなされるものであります。

## 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、取締役田中達彦氏は、2020年5月26日付で辞任により退任しておりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、透明性と公正性を確保し当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に設置した指名・報酬協議会が定める取締役の指名方針及び指名手続きに則り、適切に取締役候補者が指名されており、各候補者は当社の取締役として適任であることから、本議案の内容については、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	鈴木隆 <small>すずき たかし</small>	代表取締役会長	17回／17回
2	栗野学 <small>あわの まなぶ</small>	代表取締役社長	16回／17回
3	斎藤義明 <small>さいとう よしあき</small>	常務取締役	17回／17回
4	川越浩司 <small>かわごえ こうじ</small>	常務取締役	17回／17回
5	太田順一 <small>おおた じゅんいち</small>	取締役	14回／14回
6	鈴木誠 <small>すずき まこと</small>	—	—
7	尾形毅 <small>おがた つよし</small>	取締役	17回／17回
8	川村淳 <small>かわむら じゅん</small>	—	—
9	大山正征 <small>おおやま まさゆき</small>	社外 独立役員	17回／17回
10	半田稔 <small>はんのだ みのる</small>	社外 独立役員	14回／14回

候補者番号

1

すずき  
鈴木たかし  
隆

(1954年1月20日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 49,400株

■在任年数

7年9ヶ月 17回/17回

■取締役会出席状況

## ■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 振興相互銀行（現仙台銀行）入行  
 2000年4月 同行推進部統轄課長兼開発課長  
 2002年8月 同行推進部個人営業課長  
 2003年4月 同行推進部副部長兼個人営業課長  
 2003年6月 同行取締役融資部長  
 2005年6月 同行取締役企画部長  
 2006年4月 同行取締役企画部長兼リスク統括部長  
 2006年6月 同行取締役総務部長

2007年6月 同行常務取締役総務部長  
 2008年6月 同行常務取締役  
 2009年6月 同行代表取締役常務  
 2012年10月 当社取締役  
 2013年6月 当社代表取締役会長（現任）  
 仙台銀行代表取締役頭取（現任）  
 （重要な兼職の状況）  
 株式会社仙台銀行代表取締役頭取（現任）

## 【取締役候補者に関する特記事項】

鈴木隆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 【取締役候補者とした理由】

2012年10月当社の取締役就任ならびに2013年6月の代表取締役就任以来、県境を越えた地域金融グループの特徴作りと地域経済の復興・創生に向けた取り組みを継続的に指揮するなど、経営管理に卓越したリーダーシップを発揮しており、これらの経験に加え、公正かつ効率的に遂行できる知識、十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

候補者番号

2

あわの  
栗野まなぶ  
学

(1956年2月7日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 35,700株

■在任年数

7年9ヶ月 16回/17回

■取締役会出席状況

## ■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 山形相互銀行（山形しあわせ銀行）入行  
 1991年4月 同行企画部企画課長  
 1999年6月 同行総合企画部長  
 2001年6月 同行取締役総合企画部長  
 2005年6月 同行専務取締役  
 2005年10月 きらやかホールディングス取締役  
 2007年5月 きらやか銀行専務取締役

2007年6月 きらやかホールディングス専務取締役  
 2008年2月 きらやか銀行代表取締役専務  
 2008年4月 同行代表取締役頭取（現任）  
 2008年6月 きらやかホールディングス代表取締役社長  
 2012年10月 当社代表取締役社長（現任）  
 （重要な兼職の状況）  
 株式会社きらやか銀行代表取締役頭取（現任）

## 【取締役候補者に関する特記事項】

栗野学氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 【取締役候補者とした理由】

2012年10月当社の代表取締役就任以来、県境を越えた地域金融グループの特徴作りと地域経済の復興・創生に向けた取り組みを継続的に指揮するなど、経営管理に卓越したリーダーシップを発揮しており、これらの経験に加え、公正かつ効率的に遂行できる知識、十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

候補者番号

3

さいとう よしあき  
齋藤 義明

(1959年1月8日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 30,100株

■在任年数

7年

■取締役会出席状況

17回/17回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 振興相互銀行（現仙台銀行）入行  
2002年8月 同行融資部融資統括課長  
2004年4月 同行東部工場団地支店長  
2005年4月 同行企画部主任調査役  
2006年4月 同行業務監査部副部長兼監査課長  
2009年4月 同行業務監査部長  
2010年6月 同行取締役リスク統括部長

2011年6月 同行取締役本店営業部長  
2013年6月 同行常務取締役  
当社取締役  
2018年6月 仙台銀行代表取締役専務（現任）  
2019年6月 当社常務取締役（現任）  
（重要な兼職の状況）  
株式会社仙台銀行代表取締役専務（現任）

【取締役候補者に関する特記事項】

齋藤義明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2013年6月当社の取締役就任以来、特に子会社管理の市場金融部門を統括し、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

候補者番号

4

かわごえ こうじ  
川越 浩司

(1963年11月23日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 44,825株

■在任年数

2年

■取締役会出席状況

17回/17回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 山形相互銀行（山形しあわせ銀行）入行  
2007年5月 きらやか銀行営業本部法人営業部法人営業推進課長  
2008年4月 同行経営企画部東京事務所長  
2009年11月 同行経営企画部副部長兼東京事務所長  
2010年4月 同行経営企画部長  
2014年4月 同行執行役員寒河江支店長  
2016年6月 同行執行役員経理部長  
当社経営戦略部長

2017年6月 きらやか銀行常務執行役員経理部長兼当社経営戦略部長  
2018年4月 同行常務執行役員当社経営戦略部長  
2018年6月 同行取締役（現任）  
当社取締役総合企画部長兼経営戦略部長  
2019年6月 当社常務取締役（現任）  
（重要な兼職の状況）  
株式会社きらやか銀行取締役（現任）

【取締役候補者に関する特記事項】

川越浩司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2018年6月当社の取締役就任以来、グループ戦略及び会社の運営・企画等を立案する総合企画部門を統括し、リーダーシップを発揮するなど、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

候補者番号

5

お お た じゅん いち  
太 田 順 一

(1959年10月19日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 23,400株

■在任年数

2年

■取締役会出席状況

14回/14回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 振興相互銀行（現仙台銀行）入行  
2006年4月 同行リスク統括部コンプライアンス室長  
2008年6月 同行利府支店長  
2011年7月 同行名取支店長  
2013年6月 同行市場運用部長  
2013年10月 同行市場金融部長  
2014年6月 同行取締役市場金融部長

2015年6月 同行取締役  
当社取締役総合企画部長  
2016年6月 当社取締役退任  
仙台銀行取締役経営企画部長兼経理部長  
2019年6月 同行常務取締役（現任）  
当社取締役（現任）  
（重要な兼職の状況）  
株式会社仙台銀行常務取締役（現任）

【取締役候補者に関する特記事項】

太田順一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2019年6月当社取締役就任以来、特に子会社管理のリスク統括部門を統括し、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

候補者番号

6

す ず き まこと  
鈴 木 誠

(1963年10月8日生)



新任

■所有する当社株式の数

普通株式 16,100株

■在任年数

—

■取締役会出席状況

—

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 殖産相互銀行（殖産銀行）入行  
2006年2月 同行湯野浜支店長  
2007年5月 きらやか銀行湯野浜支店長  
2008年4月 同行大山支店長兼湯野浜支店長  
2009年4月 同行城西支店長  
2012年4月 同行東京支店長  
2014年4月 同行仙台支店長

2015年6月 同行執行役員仙台支店長  
2016年6月 同行取締役本店営業部長  
2018年6月 同行常務取締役本業支援本部長  
2019年6月 同行常務取締役（現任）  
（重要な兼職の状況）  
株式会社きらやか銀行常務取締役（現任）

【取締役候補者に関する特記事項】

鈴木誠氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

子会社であるきらやか銀行の仙台支店長をはじめ、取締役本店営業部長の要職を歴任、2018年6月から同行の常務取締役として経営手腕を発揮、経営者としての資質を備え、当社の事業発展に十分貢献できる人材であると判断したことから取締役候補者となりました。

候補者番号

7

お が た  
尾 形

つよ し  
毅

(1966年1月30日生)



再 任

■所有する当社株式の数

普通株式 15,500株

■在任年数

2年

■取締役会出席状況

17回/17回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 仙台銀行入行  
2005年4月 同行企画部企画課長  
2010年4月 同行企画部副部長兼企画課長兼経営管理室長  
2012年10月 同行企画部長  
2013年10月 同行経営企画部長兼経理部長  
2015年6月 同行取締役経営企画部長兼経理部長

2016年6月 同行取締役本店営業部長  
2018年6月 同行取締役(現任)  
当社取締役総合企画部長(現任)  
(重要な兼職の状況)  
株式会社仙台銀行取締役(現任)

【取締役候補者に関する特記事項】

尾形毅氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2018年6月当社の取締役就任以来、グループ戦略及び会社の運営・企画等を立案する総合企画部門を統括し、リーダーシップを発揮するなど、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

候補者番号

8

かわ むら  
川 村

じゅん  
淳

(1961年7月21日生)



新 任

■所有する当社株式の数

普通株式 1,000株

■在任年数

—

■取締役会出席状況

—

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 殖産相互銀行(殖産銀行)入行  
2005年4月 同行左沢支店長  
2007年5月 きらやか銀行榎岡北支店長  
2007年7月 同行榎岡支店長兼榎岡北支店長  
2010年4月 同行仙台卸町支店長  
2013年4月 同行米沢支店長  
2015年6月 同行執行役員米沢支店長

2016年6月 同行常務執行役員仙台支店長  
2017年6月 同行取締役仙台支店長  
2018年6月 同行取締役本店営業部長  
2019年6月 同行常務取締役本業支援本部長(現任)  
(重要な兼職の状況)  
株式会社きらやか銀行常務取締役本業支援本部長(現任)

【取締役候補者に関する特記事項】

川村淳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

子会社であるきらやか銀行の仙台支店長をはじめ、取締役本店営業部長の要職を歴任、2019年6月から同行の常務取締役本業支援本部長として経営手腕を発揮、経営者としての資質を備え、当社の事業発展に十分貢献できる人材であると判断したことから取締役候補者となりました。



候補者番号

9

お お や ま ま さ ゆ き  
大 山 正 征

(1943年8月26日生)



再 任

社 外

独立役員

■所有する当社株式の数

普通株式 2,400株

■在任年数

1年7ヶ月 17回/17回

■取締役会出席状況

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1966年4月 東北電力株式会社入社

2001年6月 同社取締役企画部長

2003年6月 同社常務取締役企画部長

2005年6月 同社取締役副社長

2006年9月 同社取締役副社長電力流通本部長

2009年6月 同社取締役副社長電力流通本部長退任

株式会社ユアテック取締役社長

2014年6月 同社取締役会長

2015年6月 同社相談役

2018年12月 当社取締役（現任）

2019年6月 株式会社ユアテック顧問（現任）

（重要な兼職の状況）

重要な兼職はありません。

【社外取締役候補者に関する特記事項】

大山正征氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ中立な立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけるものと判断したためであります。

同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年7ヶ月であります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

10

はん だ  
半 田

みのる  
稔

(1957年9月3日生)



再 任

社 外

独立役員

■所有する当社株式の数

普通株式 一 株

■在任年数

1年

■取締役会出席状況

14回/14回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 弁護士登録（山形県弁護士会）  
半田稔法律事務所開設  
半田稔法律事務所所長（現任）  
2009年4月 山形県弁護士会会長  
日本弁護士連合会理事  
東北弁護士会連合会副会長

2017年1月 山形県公害審査会会長（現任）  
2017年2月 山形県弁護士協同組合理事長（現任）  
2018年7月 山形県採用委員会会長（現任）  
2019年6月 当社取締役（現任）  
（重要な兼職の状況）  
半田稔法律事務所所長（現任）

【社外取締役候補者に関する特記事項】

半田稔氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、公正かつ中立な立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけるものと判断したためであります。

同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

## 第5号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役永坂拓氏は、本総会終結の時をもって、辞任により退任されます。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、遠藤宏氏は永坂拓氏の補欠（任期は2021年6月開催予定の第9期定時株主総会終結の時まで）として、選任をお願いいたしたいと存じます。

新任

えん どう  
遠 藤

ひろし  
宏 (1963年12月22日生)



■所有する当社株式の数

普通株式 9,308株

■在任年数

—

■取締役会出席状況

—

### ■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 振興相互銀行（現仙台銀行）入行  
2007年4月 同行津谷支店長  
2009年6月 同行高砂支店長  
2012年4月 同行大富支店長  
2014年9月 同行推進部長

2015年6月 同行市場金融部長  
2018年9月 同行総務部長（現任）  
（重要な兼職の状況）  
重要な兼職はありません。

### 【取締役候補者に関する特記事項】

遠藤宏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 【取締役候補者とした理由】

子銀行である仙台銀行の大富支店長をはじめ、推進部長、市場金融部長、総務部長の要職を歴任、実務経験に基づいた的確な提言や意見、並びに公正かつ中立な立場で当社の経営全般の監督を期待できることから監査等委員である取締役候補者として選任しました。

# 種類株主総会参考書類

## 第1号議案 株式併合の件

株主総会参考書類に記載の第2号議案「株式併合の件」の内容と同一であります。

なお、本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されること並びに株主総会、B種優先株主様、C種優先株主様及びD種優先株主様による種類株主総会において本議案に係る株式併合及び第2号議案に係る定款の一部変更が承認可決されることを条件といたします。

## 第2号議案 定款一部変更の件

株主総会参考書類に記載の第3号議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。

なお、本議案に係る定款の一部変更は、第1号議案「株式併合の件」が承認可決されること並びに株主総会、B種優先株主様、C種優先株主様及びD種優先株主様による種類株主総会において第1号議案に係る株式併合及び本議案に係る定款の一部変更が承認可決されることを条件といたします。

以 上

## <ご参考>

当社は、社外取締役の候補者の独立性に関して、以下の基準に基づき判断しております。

### ○社外取締役の独立性判断基準

1. (1) 当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、併せて「業務執行者等」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。  
(2) その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役（注1）、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。  
(3) 当社グループの役員等（注2）及び支配人その他の重要な使用人（役員等に該当する者を除く）の、配偶者または二親等以内の親族でないこと。
2. 当社の主要株主（注3）である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等または使用人（役員等に該当するものを除く）ではないこと。
3. (1) 当社または中核子会社（注4）を主要な取引先（注5）とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかったこと。  
(2) 当社または中核子会社の主要な取引先である者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかったこと。  
(3) 当社または中核子会社から一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円）を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。
4. 当社グループから役員等を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の役員等ではないこと。
5. 現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。
6. 弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社または中核子会社から過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。
7. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

（注1）「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。

（注2）「役員等」とは、取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）をいう。

（注3）「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。

（注4）「中核子会社」とは、株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行をいう。

（注5）「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の2%以上を基準に判定。

## 第8期（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）事業報告

### 1. 当社の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

##### ① 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」といいます。）及び株式会社仙台銀行（以下「仙台銀行」といいます。）を含む連結子会社7社及び関連会社（持分法適用会社）1社で構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、カード業務、リース業務及びコンサルティング業務等の幅広い金融サービスを提供しております。

##### ② 金融経済環境

当連結会計年度のわが国経済は、海外経済の減速をうけて輸出が弱含み、個人消費の伸びの弱さから力強さを欠く展開となりました。

特にこのところは、新型コロナウイルス感染症の影響により足下で大幅に下押しされており、引き続き内外経済および金融資本市場をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要があるなど、先行きが不透明な状況となっております。

当社グループの営業エリアである宮城県及び山形県の経済動向につきましても、感染症の影響により、個人消費を中心に弱い動きがみられる等、留意する必要があります。

金融面では、長期金利は、世界経済の減速懸念や米国金利の低下等により夏場にかけてマイナス幅が拡大する等、低い水準で推移しました。日経平均株価は、感染症拡大により経済活動の縮小が懸念されたことから年度末にかけて下落が進み、当連結会計年度最終取引日では1万9千円を割り込みました。為替相場は、期初の1ドル110円台から円高傾向にありましたが、期中、米国株価が連日最高値を更新する等リスクオンが進み、円安傾向に転じました。しかし、年度末にかけて感染症拡大により世界経済の減速が懸念され、当連結会計年度末は1ドル107円台となりました。

##### ③ 企業集団の事業の経過及び成果

設立当初より「お客さまに喜ばれ、信頼され、『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループを創設する」という経営理念のもと、宮城と山形を繋ぐ活動はもとより、他県の金融機関との連携も深め、着実に進化、発展を遂げてまいりました。

当連結会計年度においては、本業支援を核とした持続可能なビジネスモデルの確立に向け、業務提携先の拡充や子会社での新会社の設立による専門性・付加価値の高いサービスの拡充、取引先従業員向け福利厚生サービスの内容拡充やクラウド型本業支援プラットフォームの導入等、本業支援のサービス強化を図り、中小企業成長戦略を深化させてきました。また、グループ内の業務効率化・合理化を進めるべく、当社内に市場金融部証券管理課を新設し、当社の子会社であるきらやか銀行と仙台銀行の証券管理部門を集約する等、グループ内の業務効率化・合理化を進めてまいりました。

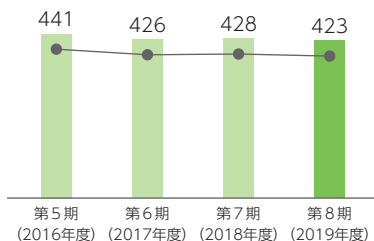
当連結会計年度における当社グループの経常収益は、貸出金利息収入、その他業務収益が増加したものの、有価証券利息配当金、株式等売却益が減少したことなどから、前連結会計年度比4億96百万円減少の423億54百万円となりました。

経常費用は、その他業務費用が増加したものの、営業経費、その他経常費用が減少したことなどから前連結会計年度比4億76百万円減少の397億82百万円となりました。その結果、経常利益は、前連結会計年度比20百万円減少の25億71百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比1億3百万円増加の17億33百万円となりました。

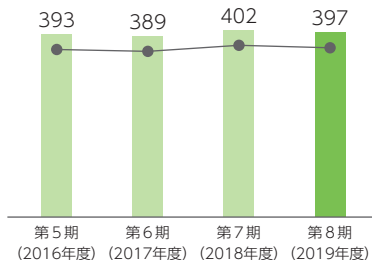
当連結会計年度末の連結財政状態につきましては、総資産は、前連結会計年度末比153億円減少の2兆4,877億円、純資産は、前連結会計年度末比45億円減少の1,111億円となりました。

貸出金残高は、中小企業等貸出金の増加などから前連結会計年度末比18億円増加の1兆7,646億円となりました。預金残高（譲渡性預金含む）は、個人預金および公金預金が増加したことから、前連結会計年度末比14億円増加の2兆3,182億円となりました。有価証券残高は、投資環境や市場動向に留意した運用の見直しや償還・売却などから、前連結会計年度末比483億円減少の4,553億円となりました。

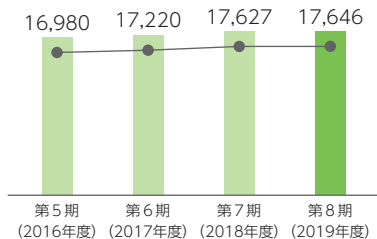
連結経常収益 (単位：億円)



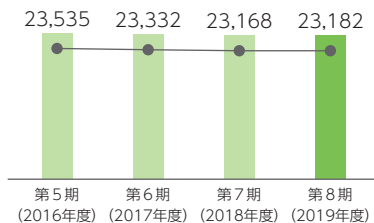
連結経常費用 (単位：億円)



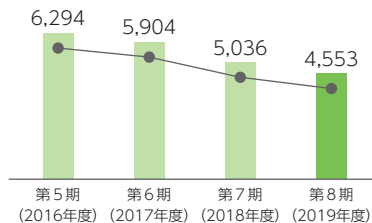
貸出金 (単位：億円)



預金等（譲渡性預金を含む） (単位：億円)



有価証券 (単位：億円)



なお、主要な子会社の損益等につきましては、以下のとおりとなりました。  
【きらやか銀行（単体）の損益及び主要勘定残高（末残）】

（単位：億円）

		2018年度	2019年度	増減
損益	経常収益	210	207	△3
	コア業務粗利益	168	169	1
	コア業務純益	25	34	9
	経常利益	17	16	△0
	当期純利益	10	11	0
主要勘定残高 （末残）	総資産	13,885	13,290	△595
	預金等（譲渡性預金を含む）	12,643	12,212	△430
	総預かり資産	1,175	1,154	△20
	貸出金	10,315	10,159	△156
	有価証券	2,244	2,017	△226

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

【仙台銀行（単体）の損益及び主要勘定残高（末残）】

（単位：億円）

		2018年度	2019年度	増減
損益	経常収益	161	163	1
	コア業務粗利益	122	117	△4
	コア業務純益	16	13	△2
	経常利益	10	11	1
	当期純利益	8	8	△0
主要勘定残高 （末残）	総資産	11,102	11,557	454
	預金等（譲渡性預金を含む）	10,561	11,003	441
	総預かり資産	1,019	1,041	22
	貸出金	7,342	7,514	172
	有価証券	2,828	2,575	△253

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。



#### ④ 企業集団の対処すべき課題

震災から9年が経過し、災害公営住宅の整備や防災集団移転促進事業は順調に推移し、復興に向けたまちづくりは着実に進んでおります。一方で、被災された方の心のケアや地域コミュニティの再生支援など、中長期的に取り組むべき課題も存在します。

金融市場を取り巻く環境に着目すると、人口減少等を背景とした地方・地域市場規模の縮小、低金利環境と銀行間競争、AI・FinTechによる将来的な業務形態、他業種参入による金融ビジネスの変革など、厳しさを増していくことが予想されます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により国内外経済が足下で大幅に下押しされており、この状況が長期化した場合、個人消費の縮小等により取引先事業者へ甚大な影響が及ぶことが想定されます。

当社グループでは、このような状況下において、感染症により事業運営に支障をきたしている事業者を支援することが、地域金融機関が果たすべき役割であると認識しており、相談窓口の設置や緊急融資の取り扱いの開始、本部部署内に支援チームを設置する等、支援体制を整備してまいりました。今後もグループ一丸となって、地元企業の支援に取り組んでまいります。

2018年4月からスタートした3ヵ年の「中期経営計画」では、「顧客本位の本業支援」と「統合効果の発揮」をキーワードとし、本業支援を核とする持続可能なビジネスモデルの確立と、グループ業務運営態勢の再構築による効率化・合理化を推し進めてまいりました。

2020年度は、中期経営計画の最終年度として取組みの成果を具体的に示す年度であり、グループ一丸となって本業支援の深化・サービスの拡充に取り組むことで、事業者の安定的な事業継続に貢献するとともに、統合効果を一層発揮するべく、業務プロセスの見直しや、バックオフィス・事務の統一等を図ってまいります。

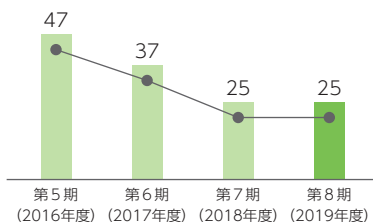
(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況  
イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

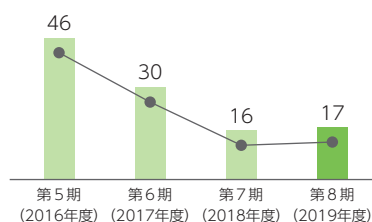
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	441	426	428	423
経常利益	47	37	25	25
親会社株主に帰属する当期純利益	46	30	16	17
包括利益	21	11	13	△31
純資産額	1,156	1,155	1,157	1,111
総資産	25,705	25,277	25,031	24,877

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

経常利益 (単位：億円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：億円)



## ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
営業収益	18	17	16	16
受取配当額	13	12	12	12
銀行業を営む子会社	13	12	12	12
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	1,331百万円	1,268百万円	1,265百万円	1,248百万円
1株当たり当期純利益	円 銭 5 70	円 銭 5 53	円 銭 5 64	円 銭 5 52
総資産	1,032	953	954	955
銀行業を営む子会社株式等	935	935	935	935
その他の子会社株式等	—	—	—	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

なお、自己株式数には、株式給付信託（B B T）導入において設定した、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式を加算しております。

## (3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		前年度末	
	銀行業	その他	銀行業	その他
使用人数	1,659人	71人	1,706人	69人

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

銀行業

株式会社きらやか銀行

	当 年 度 末	前 年 度 末
山 形 県	店 うち出張所 99 ( ー)	店 うち出張所 99 ( ー)
宮 城 県	7 ( ー)	7 ( ー)
福 島 県	1 ( ー)	1 ( ー)
秋 田 県	2 ( ー)	2 ( ー)
新 潟 県	5 ( ー)	5 ( ー)
東 京 都	2 ( ー)	2 ( ー)
埼 玉 県	1 ( ー)	1 ( ー)
合 計	117 ( ー)	117 ( ー)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を129か所設置しております。

株式会社仙台銀行

	当 年 度 末	前 年 度 末
宮 城 県	店 うち出張所 72 ( 4)	店 うち出張所 72 ( 4)
合 計	72 ( 4)	72 ( 4)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を91か所設置しております。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀 行 業	そ の 他	合 計
設 備 投 資 の 総 額	442	—	442

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事 業 別	会 社 名	内 容	金 額
銀 行 業	(株)きらやか銀行	店舗新築・改修等	168
	(株)仙台銀行	店舗新築・改修等	159

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

## イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

## ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社きらやか銀行	山形県山形市	銀行業	2007年 5月7日	百万円 22,700	% 100.00	—
株式会社仙台銀行	仙台市青葉区	銀行業	1951年 5月25日	百万円 22,485	% 100.00	—
山形ビジネスサービス株式会社	山形県山形市	事務受託業務	1981年 1月23日	百万円 10	% 100.00	—
きらやかカード株式会社	山形県山形市	クレジットカード、 信用保証業務	1988年 8月1日	百万円 30	% 100.00	—
きらやかリース株式会社	山形県山形市	リース業務	1975年 5月22日	百万円 80	% 100.00	—
きらやかコンサルティング& パートナーズ株式会社	山形県山形市	コンサルティング・ベンチャー キャピタル業務	1996年 4月3日	百万円 30	% 55.00	—
株式会社富士通山形 インフォテクノ	山形県山形市	コンピューターシス テム開発・保守・ 運用受託業務	1974年 10月31日	百万円 60	% 49.00	—
株式会社仙台銀 キャピタル&コンサルティング	仙台市青葉区	コンサルティング・ベンチャー キャピタル業務	2020年 1月10日	百万円 50	% 100.00	—

- (注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、間接保有等を含んでおります。  
 3. 株式会社富士通山形インフォテクノは、持分法適用関連会社であります。

## (7) 主要な借入先

該当事項はありません。

## (8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(2019年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鈴木 隆	代表取締役会長	(株)仙台銀行代表取締役頭取	—
栗野 学	代表取締役社長	(株)きらやか銀行代表取締役頭取	—
斎藤 義明	常務取締役	(株)仙台銀行代表取締役専務	—
川越 浩司	常務取締役	(株)きらやか銀行取締役	—
田中 達彦	取締役	(株)きらやか銀行代表取締役常務	—
高橋 幹男	取締役	(株)きらやか銀行代表取締役常務	—
太田 順一	取締役	(株)仙台銀行常務取締役	—
尾形 毅	取締役 総合企画部長	(株)仙台銀行取締役	—
大山 正征	取締役（社外）	—	—
半田 稔	取締役（社外）	半田稔法律事務所所長	—
永坂 拓	取締役監査等委員	(株)仙台銀行監査役	—
伊藤 吉明	取締役監査等委員（社外）	伊藤公認会計士事務所所長	—
高橋 節	取締役監査等委員（社外）	—	—
今野 純一	取締役監査等委員（社外）	—	—
当事業年度中に退任（辞任）した役員			
佐藤 彰	取締役	(株)仙台銀行代表取締役常務	2019年6月25日退任
香川 利則	取締役	(株)仙台銀行常務取締役	2019年6月25日退任
紺野 富男	取締役	(株)きらやか銀行常務取締役	2019年6月25日退任
内藤 和暁	取締役（社外）	古澤・内藤法律事務所弁護士	2019年5月31日辞任
早坂 正代	常勤監査役	(株)仙台銀行監査役	2019年6月25日退任
三浦 俊一	監査役（社外）	—	2019年6月25日退任

- (注) 1. 取締役の大山正征氏、半田稔氏、伊藤吉明氏、高橋節氏及び今野純一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役の大山正征氏、半田稔氏、伊藤吉明氏、高橋節氏及び今野純一氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役監査等委員の伊藤吉明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
5. 当事業年度中に退任（辞任）した役員の地位及び重要な兼職は退任時のものであります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	14名 (3名)	63 (9)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3名)	17 (10)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (3名)	5 (3)
合 計	22名	87

- (注) 1. 上記には、2019年5月31日をもって辞任した取締役1名及び2019年6月25日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名並びに監査役4名を含めております。なお、当社は、2019年6月25日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第3期定時株主総会において、年額1億8千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）と決議いただいております。2016年6月21日開催の第4期定時株主総会において、この報酬限度額1億8千万円以内の内枠で、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬の限度額を4千万円以内と決議いただいております。監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において、年額1億8千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）と決議いただいております。この報酬限度額1億8千万円以内の内枠で、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬の限度額を4千万円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において、年額6千万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2013年6月25日開催の第1期定時株主総会において、年額6千万円以内と決議いただいております。
5. 上表の報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）11名に対する業績連動型株式報酬に係る費用計上額2百万円を含んでおります。

## (3) 責任限定契約

当社は、定款において、業務執行取締役等でない取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が業務執行取締役等でない取締役と締結した責任限定契約の概要は以下のとおりであります。

氏 名	責任限定契約の内容の概要
大 山 正 征	会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。
半 田 稔	
伊 藤 吉 明	
高 橋 節	
今 野 純 一	

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
大山正征 (取締役)	—
半田稔 (取締役)	半田稔法律事務所所長
伊藤吉明 (取締役監査等委員)	伊藤公認会計士事務所所長
高橋節 (取締役監査等委員)	—
今野純一 (取締役監査等委員)	—

(注) 社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
大山正征 (取締役)	1年 4ヶ月	当期開催の取締役会17回のすべてに出席しております。	取締役会において、企業経営者として培った豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員として、取締役の指名・報酬案についての提言を行っております。
半田稔 (取締役)	9ヶ月	就任後開催の取締役会14回のすべてに出席しております。	取締役会において、弁護士としての専門的な知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員として、取締役の指名・報酬案についての提言を行っております。
伊藤吉明 (取締役監査等委員)	7年 6ヶ月	取締役または監査役として当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、当期開催の監査役会3回および監査等委員会13回のすべてに出席しております。	取締役会において、公認会計士としての専門的な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。監査等委員会においては、監査結果等についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。



氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
高橋 節 (取締役監査等委員)	3年 9ヶ月	取締役または監査役として当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、当期開催の監査役会3回および監査等委員会13回のすべてに出席しております。	取締役会において、地方行政機関等の責任者として培った知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。 監査等委員会においては、監査結果等についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
今野 純一 (取締役監査等委員)	9ヶ月	就任後開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、監査等委員会13回のすべてに出席しております。	取締役会において、地方行政機関等の責任者として培った知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。 監査等委員会においては、監査結果等についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の子会社からの報酬等
報酬等の合計	7名	23	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4. 当社の株式に関する事項

##### (1) 株式数

① 発行可能株式総数	1,600,000千株
うち	
普通株式	1,600,000千株
B種優先株式	130,000千株
C種優先株式	200,000千株
D種優先株式	200,000千株

##### ② 発行済株式の総数 普通株式

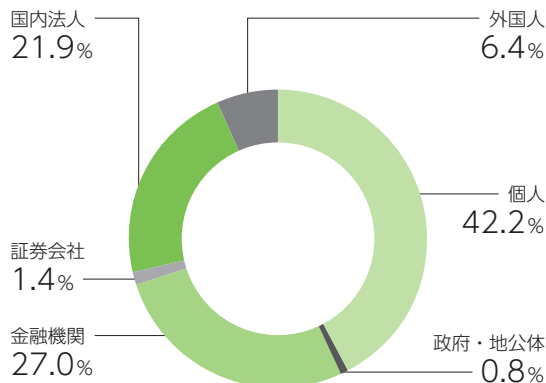
178,867千株  
(うち自己株式10千株)

B種優先株式	130,000千株
C種優先株式	100,000千株
D種優先株式	50,000千株

##### ③ 当年度末株主数

普通株式	17,139名
B種優先株式	1名
C種優先株式	1名
D種優先株式	1名

##### 普通株式 所有者別の株式保有比率 (注) 自己株式を除く



## (2) 大株主

普通株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式につきましては、発行済株式の総数の上位10名の株主を記載しております。

## ① 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	千株 8,792	% 4.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,689	3.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	5,783	3.23
きらやか銀行職員持株会	5,262	2.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,709	1.51
株式会社みずほ銀行	2,475	1.38
三井住友海上火災保険株式会社	2,427	1.35
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,207	1.23
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,918	1.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,693	0.94

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式10千株を控除して計算しております。

3. 自己株式には、株式給付信託（BBT）導入において設定した、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）所有の当社株式372,200株を加算しておりません。

## ② B種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
株式会社整理回収機構	千株 130,000	% 100.00

## ③ C種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
株式会社整理回収機構	千株 100,000	% 100.00

## ④ D種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
株式会社整理回収機構	千株 50,000	% 100.00

## 5. 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等該当事項はありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浅野 功	16	5
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保澤 和彦		

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、111百万円であります。  
3. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。  
4. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。  
5. 非監査業務に基づく報酬は、時価の算定に関する会計基準を適用した場合の影響の把握、規定類及び業務プロセスの整備、開示案の作成を目的とした助言及び情報提供業務に対する支払いであります。
- (2) 責任限定契約  
該当事項はありません。

- (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、当社及び当社グループの業務の健全性及び適切性を確保するため、以下の「内部統制基本方針」を制定しております。

#### ① 取締役及び使用人（グループ会社の取締役及び使用人を含む。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社は、当社及び当社グループの役職員が法令や諸規則を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス規程を制定する。

ロ 当社は、グループコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス実施状況を監視し、コンプライアンス体制の充実に向けた課題を協議する。

ハ 当社は、コンプライアンス統括部署として、リスク統括部を設置する。リスク統括部は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底指導及びその進捗状況を一元的に管理する。

ニ 監査部は、当社及び当社グループのコンプライアンス遵守態勢の監査を定期的を実施し、監査結果を取締役会へ報告する。

ホ 取締役会は、役職員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築する。

ヘ 当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針を制定する。また、リスク統括部において反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢、反社会的勢力に係る連絡・連携態勢を構築する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書取扱規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当社は、当社及び当社グループの経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにリスク管理方針を制定する。

ロ 当社は、当社及び当社グループの業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。

ハ 当社は、グループリスク管理委員会を設置し、当社及び当社グループにおける各種リスクを包括的に認識し、リスクをその特性に応じた適正な範囲・規模で一元的に統括・管理することにより、リスク管理態勢の強化・充実を図る。

ニ 当社は、当社及び当社グループの統合的なリスク管理態勢を確立するために、リスク統括部を設置し、統合的なリスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、必要な体制を構築する。

ホ 当社は、監査部がリスク統括部のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、適時適切に報告させるとともに、外部監査機関と連携して、リスク管理態勢の充実強化を図る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役会は、決定事項について、法令に定めるもののほか、定款及び取締役会規程に定めるものとする。
  - ロ 取締役会は、取締役をはじめ全役員職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
  - ハ 取締役会が、会社法及び定款の定めに基づき、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役又は議決権を有する者の全てが取締役である経営会議その他の決定機関（以下「経営会議等」という。）に委任したときは、当該取締役又は経営会議等は、当該委任された事項を自ら決定することができる。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、当社グループの健全かつ円滑な運営を図るため、グループ経営管理規程を制定し、一定の事項については当社報告事項又は承認事項とする。当社は、毎月開催される取締役会において、子会社等の一定の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、子会社等が一定の重要事項を行おうとするときは、事前に当社の承認を得なければならないこととし、子会社等の統括管理を行う。
  - ロ 当社は、当社及び当社グループの取締役をはじめ全役員職務の執行が効率的で効果的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
  - ハ 当社は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
  - ニ 当社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針を制定し、グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
  - ホ リスク統括部は、当社グループ全体として適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導する。
  - へ 監査部は、内部監査方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため当社及び当社グループの監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 監査等委員会は、その職務について効率性及び実効性を高めるため、取締役会に対し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という。）の配置を求めることができる。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- ⑦ 前号の補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとする
- ⑧ 前号の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 取締役会は、補助者が監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人等との定期的な意見交換会等に参加する機会を確保する。
- ⑨ 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 取締役及び使用人等は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査等委員会へ報告する。また、監査等委員会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。

ロ 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を当社の監査等委員会へ報告する。

ハ 上記イ及びロの報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いをしてはならないものとする。また、内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、必要な費用の前払や償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会をはじめ、重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、代表取締役、子会社の監査役及びリスク統括部、監査部、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換し、連携を図ることにより、監査を実効的に行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社が整備している内部統制システムにおける当期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 取締役及び使用人（グループ会社の取締役及び使用人を含む。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社は、当社及び当社グループの役職員が法令や諸規則を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス規程を制定している。

ロ 当社は、社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）を委員とし、グループコンプライアンス委員会を設置、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）も出席して意見を述べるができることとしている。原則として毎月1回開催、当期は12回開催した。

ハ 当社は、コンプライアンス統括部署として、リスク統括部を設置。リスク統括部は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底指導及びその進捗状況を一元的に管理している。

ニ 監査部は、当社及び当社グループのコンプライアンス態勢の監査を定期的を実施し、監査結果を取締役会へ報告した。

ホ 取締役会は、役職員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築している。

- へ 当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針を制定している。また、リスク統括部において反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢、反社会的勢力に係る連絡・連携態勢を構築している。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築している。また、文書取扱規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存している。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 当社は、当社及び当社グループの経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するために統合的リスク管理方針を制定している。
- ロ 当社は、当社及び当社グループの業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行っている。
- ハ 当社は、社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）を委員とし、グループリスク管理委員会を設置、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）も出席して意見を述べるができることとしている。原則として毎月1回開催、当期は12回開催した。
- ニ 当社は、当社及び当社グループの統合的なりスク管理態勢を確立するために、リスク統括部を設置し、統合的なりスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、必要な体制を構築している。
- ホ 当社は、監査部がリスク統括部のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、適時適切に報告するとともに、外部監査機関と連携して、リスク管理態勢の充実強化を図っている。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）10名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、原則として毎月1回開催しており、当期は17回開催した。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、当社グループの健全かつ円滑な運営を図るため、グループ経営管理規程を制定し、一定の事項については当社報告事項又は承認事項としている。  
当社は、毎月開催される取締役会において、子会社等の一定の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、子会社等が一定の重要事項を行おうとするときは、事前に当社の承認を得なければならないこととし、子会社等の統括管理を行っている。
- ロ 当社は、当社及び当社グループの取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的で効果的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定している。
- ハ 当社は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保している。
- ニ 当社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針を制定し、グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行っている。



- ホ リスク統括部は、当社グループ全体として適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導している。
- ハ 監査部は、内部監査方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため当社及び当社グループの監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行っている。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことに関する事項  
監査等委員会は、その職務について効率性及び実効性を高めるため、取締役会に対し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という。）の配置を求めることができる体制を確保している。  
なお、当期は、「補助者」を配置している。
- ⑦ 前号の補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項  
補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとしている。
- ⑧ 前号の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項  
取締役会は、補助者が監査等委員に同行して、重要会議、その他代表取締役との定期的な意見交換会等に参加する機会を確保した。
- ⑨ 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
イ 取締役及び使用人等は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査等委員会へ報告できる体制を確保している。また、監査等委員会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる体制を確保している。  
ロ 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を当社の監査等委員会へ報告できる体制を確保している。  
ハ 上記イ及びロの報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いをしてはならない体制を確保している。また、内部通報規程においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する体制を確保している。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、必要な費用の前払や償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する体制を確保している。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員は、取締役会をはじめ、重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、代表取締役、子会社の監査役及びリスク統括部、監査部、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換し、連携を図ることにより、監査を実効的に行っている。

## (ご参考)

### コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、きらやか銀行及び仙台銀行並びに関連会社とともに「じもとグループ」を構成し、「お客さまに喜ばれ、信頼され、『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループを創設する」を経営理念に掲げ、宮城と山形を結び、じもとの「人・情報・産業」をつないで地域社会の復興と繁栄にグループ役職員が一丸となって取り組んでおります。

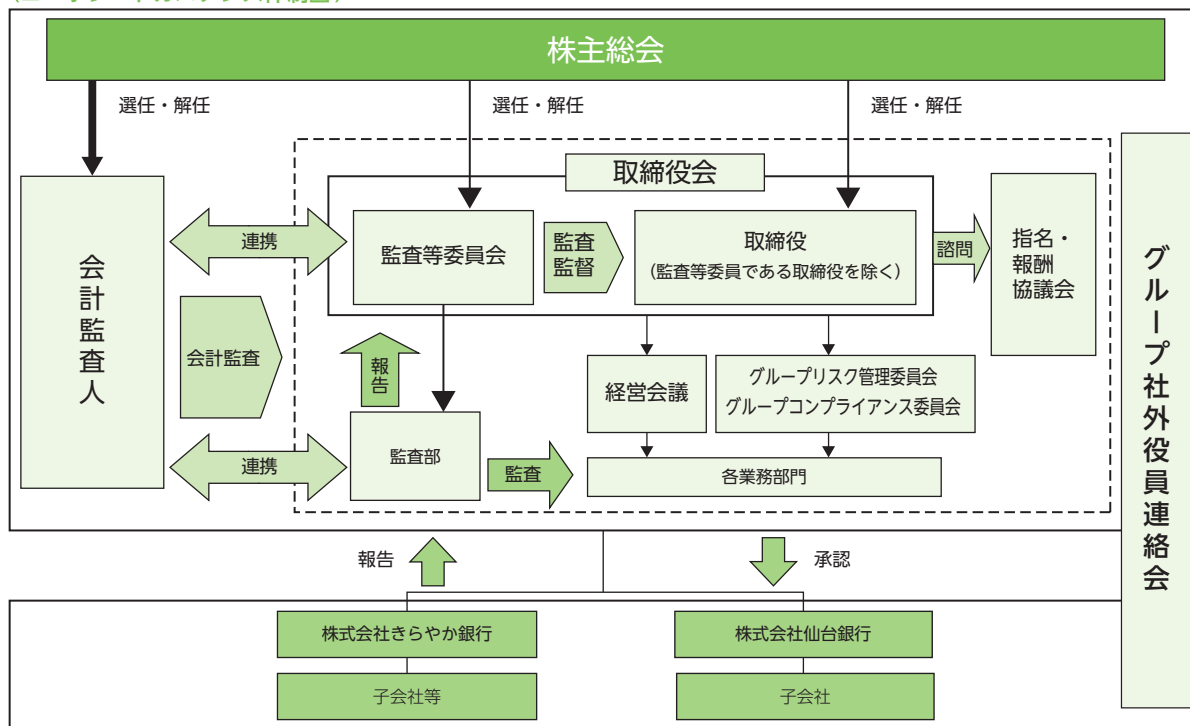
同時に地域金融グループとしての公共性、社会的使命を自覚した上で、コーポレートガバナンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、コーポレートガバナンスの充実に努めております。

### コーポレートガバナンス体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社の制度を採用し、取締役会の監督機能を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るとともに、権限委任による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めております。

当社の経営上の意思決定、執行及び監査・監督に係る主な経営管理組織は、以下の通りであります。

(コーポレートガバナンス体制図)



## 9. 特定完全子会社に関する事項

当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額（百万円）
株式会社きらやか銀行	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	58,676
株式会社仙台銀行	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	34,889

（注）当事業年度末日における当社の総資産額は、95,558百万円であります。

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 12. その他

該当事項はありません。

## 第8期末 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	189,461	預 金	2,128,253
買入金銭債権	951	譲渡性預金	190,005
金銭の信託	5,982	コールマネー及び売渡手形	22,700
有価証券	455,340	借 用 金	8,916
貸 出 金	1,764,607	そ の 他 負 債	17,238
外国為替	227	賞与引当金	326
リース債権及びリース投資資産	12,174	退職給付に係る負債	128
そ の 他 資 産	30,662	睡眠預金払戻損失引当金	493
有形固定資産	23,543	偶発損失引当金	389
建物	8,434	再評価に係る繰延税金負債	1,581
土地	13,711	支 払 承 諾	6,564
建設仮勘定	101	負債の部合計	2,376,596
その他の有形固定資産	1,295	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	946	資 本 金	17,000
ソフトウェア	626	資本剰余金	67,124
のれん	48	利益剰余金	28,536
その他の無形固定資産	271	自 己 株 式	△48
退職給付に係る資産	2,516	株 主 資 本 合 計	112,612
繰延税金資産	4,444	その他有価証券評価差額金	△4,045
支払承諾見返	6,564	土地再評価差額金	3,445
貸倒引当金	△9,641	退職給付に係る調整累計額	△991
		その他の包括利益累計額合計	△1,592
		非支配株主持分	164
		純資産の部合計	111,185
資産の部合計	2,487,782	負債及び純資産の部合計	2,487,782

# 第8期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	42,354
資金運用収益	26,052
貸出金利息	21,908
有価証券利息	3,947
コールローン利息及び買入手形利息	0
預け金利息	121
その他の受入利息	76
役務取引等収益	5,883
その他の業務収益	3,258
その他の経常収益	7,159
償却債権取立	58
株式等売却	706
その他の経常収益	6,394
経常費用	39,782
資金調達費用	508
預金利息	387
譲渡性預金利息	49
コールマネー利息及び売渡手形利息	△24
借入金利息	60
その他の支払利息	34
役務取引等費用	3,864
その他の業務費用	2,819
その他の経常費用	24,779
貸倒引当金繰入	486
その他の常別利益	7,324
経常利益	2,571
固定資産処分益	26
固定資産処分損失	38
減損損失	200
税金等調整前当期純利益	2,358
法人税、住民税及び事業税	442
法人税等調整額	177
当期純利益	620
非支配株主に帰属する当期純利益	1,738
親会社株主に帰属する当期純利益	4
	1,733

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 第8期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	17,000	67,138	27,938	△29	112,047
当 期 変 動 額					
連結子会社株式の取得による持分の増減		△13			△13
剰 余 金 の 配 当			△1,153		△1,153
親会社株主に帰属する当期純利益			1,733		1,733
自 己 株 式 の 取 得				△22	△22
自 己 株 式 の 処 分				2	2
土地再評価差額金の取崩			18		18
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△13	598	△19	565
当 期 末 残 高	17,000	67,124	28,536	△48	112,612

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	578	3,464	△717	3,325	360	115,732
当 期 変 動 額						
連結子会社株式の取得による持分の増減						△13
剰 余 金 の 配 当						△1,153
親会社株主に帰属する当期純利益						1,733
自 己 株 式 の 取 得						△22
自 己 株 式 の 処 分						2
土地再評価差額金の取崩						18
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△4,624	△18	△274	△4,917	△195	△5,112
当 期 変 動 額 合 計	△4,624	△18	△274	△4,917	△195	△4,547
当 期 末 残 高	△4,045	3,445	△991	△1,592	164	111,185

## 第8期末（2020年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	1,701	未払金	0
貯蔵品	0	未払費用	0
前払費用	3	未払法人税等	9
未収収益	0	未払消費税等	5
未収入金	248	未払配当金	43
その他	5	預り金	1
流動資産合計	1,958	その他	7
固 定 資 産		流 動 負 債 合 計	
有形固定資産		固 定 負 債	69
工具、器具及び備品	6	その他	5
有形固定資産合計	6	固 定 負 債 合 計	5
無形固定資産		負 債 の 部 合 計	
ソフトウェア	14	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産合計	14	株 主 資 本	
投資その他の資産		資 本 金	17,000
関係会社株式	93,566	資 本 剰 余 金	
敷金	7	資 本 準 備 金	15,500
繰延税金資産	5	その他資本剰余金	60,868
投資その他の資産合計	93,578	資 本 剰 余 金 合 計	76,368
固 定 資 産 合 計	93,599	利 益 剰 余 金	
		その他利益剰余金	2,163
		繰越利益剰余金	2,163
		利 益 剰 余 金 合 計	2,163
		自 己 株 式	△48
		株 主 資 本 合 計	95,483
		純 資 産 の 部 合 計	95,483
資 産 の 部 合 計	95,558	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	95,558

## 第8期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	
手 数 料 収 入	372
受 取 配 当 金	1,243
営 業 収 益 合 計	1,615
営 業 費 用	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	378
営 業 費 用 合 計	378
営 業 利 益	1,237
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	0
受 取 家 賃	7
雑 収 入	10
営 業 外 収 益 合 計	18
営 業 外 費 用	
雑 損 失	0
営 業 外 費 用 合 計	0
経 常 利 益	1,255
税 引 前 当 期 純 利 益	1,255
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8
法 人 税 等 調 整 額	△2
法 人 税 等 合 計	6
当 期 純 利 益	1,248



# 第8期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	17,000	15,500	60,868	76,368	2,069	2,069	△29	95,408	95,408
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△1,153	△1,153		△1,153	△1,153
当 期 純 利 益					1,248	1,248		1,248	1,248
自 己 株 式 の 取 得							△22	△22	△22
自 己 株 式 の 処 分							2	2	2
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	94	94	△19	75	75
当 期 末 残 高	17,000	15,500	60,868	76,368	2,163	2,163	△48	95,483	95,483

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社 じもとホールディングス  
取締役会 御中

### EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 浅野 功 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤 晶 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久保澤 和彦 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社 じもとホールディングス  
取締役会 御中

### EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野	功	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤	晶	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保澤	和彦	Ⓔ

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

株式会社 じもとホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 永 坂 拓 ㊟  
社外監査等委員 伊 藤 吉 明 ㊟  
社外監査等委員 高 橋 節 ㊟  
社外監査等委員 今 野 純 一 ㊟

- (注) 1. 監査等委員 伊藤吉明、高橋節及び今野純一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたので、2019年4月1日から2019年6月24日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

# ESG・SDGsへの取り組み

## ◆ 『子ども支援』定期預金』の取り扱いを開始

2019年7月、『子ども支援』定期預金』の取り扱いを開始いたしました。この商品は、預金残高に応じて山形県内で『子ども食堂<sup>®</sup>』などの活動に取り組む支援団体に対し、当行が山形県社会福祉協議会（山形県子どもの居場所づくりサポートセンター）を通じて寄付を行うものです。この趣旨にご賛同いただいた企業さまからのお預入により、預金残高は2020年2月に50億円、同年3月に100億円に到達し、合計100万円を寄付いたしました。この活動は2020年度も継続して行ってまいります。

※…無料または低価格帯で子どもに食事を提供するコミュニティのことで、様々な理由から満足に食事を取ることができない子どもや家庭を支援する取り組みとして全国的に広がっています。

## ◆ きらぼし銀行との連携事業 ～山形県上市市への企業誘致～

2018年6月に当行と上市市が締結した「地方創生の連携に関する協定」に基づき、「かみのやま温泉インター産業団地」にきらぼし銀行取引先の企業さまを紹介し、2019年7月、土地売買予約が締結されました。なお本件は、かみのやま温泉インター産業団地における第1号案件となりました。当グループの強みである関東圏との繋がりを活かし、今後も地元地域の活性化に貢献してまいります。



土地売買予約契約書締結式

## ◆ 中小企業向け働き方改革セミナーの開催

2019年9月、当行ときらやかコンサルティング&パートナーズでは、お取引先企業の課題解決支援の一環として、「中小企業の働き方改革セミナー」を開催いたしました。本セミナーでは、働き方改革関連法のポイントや注意点、またパワハラ防止法を踏まえた体制整備に関する基礎知識習得を目指し、外部専門家による講義が行われました。セミナー終了後には、「早速自社の就業規則を見直したい」といった参加者の皆さまの声が多く聞かれました。



中小企業向け働き方改革セミナー

## ◆ 一般財団法人きらやか銀行教育福祉振興基金による寄贈品の贈呈 ～交通安全に向けて取り組む団体を支援～

2019年7月、一般財団法人きらやか銀行教育福祉振興基金（理事長 栗野 学 きらやか銀行頭取）は、山形県交通安全協会の安全で効果的な活動を奨励するために、当協会に対してウィンドブレーカー（60着）を贈呈いたしました。なお、当協会が設立した1974年以降、交通安全関連品を毎年贈呈しており、2019年度は46回目の贈呈となりました。



山形県交通安全協会への寄贈品贈呈式

# ESG・SDGsへの取り組み

## ◆◆ 地方創生、震災復興支援の取組み

### 仙台銀行旧店舗を丸森町へ寄贈

2019年7月、地域の持続的発展と地方創生の実現に資することを目的として、丸森町と「地方創生に関する包括連携協定」を締結し、活動の一環として同町へ仙台銀行旧丸森支店店舗を寄贈いたしました。

寄贈した店舗は、東日本大震災の影響をはじめとした様々な要因により学校生活に困難を抱えるようになった児童を支援する「子どもの心のケアハウス」として活用されており、活用されています。



地方創生包括連携協定並びに店舗贈与契約締結式の様子

## ◆◆ 地域の文化活動支援の取組み

### 仙台銀行ホールイズミティ21 各種コンサートへ協賛

2019年11月、仙台銀行ホールイズミティ21にて「ロビーコンサート」が開催され、仙台銀行は昨年に引き続き協賛いたしました。

また、2020年2月より始まったコンサートシリーズ「イズミノオト」へも協賛しております。同シリーズは、仙台ゆかりの演奏家たちによる音楽あふれる街づくりを目指し企画されたもので、これからも協賛を通じ地域の文化活動を支援してまいります。



ロビーコンサート2019の様子



ロビーコンサートで来場者にお土産を手渡す仙台銀行職員

## ◆◆ ワークライフバランスの取組み

### プラチナくるみん認定取得

2019年12月、宮城労働局長より、次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けました。

今回の認定は、既にくるみん認定を受けている企業のうち、男性の育児休業取得率や働き方改革に向けた勤務体系の整備など、くるみん認定企業としてより高い水準の取組みが評価されたことから、その上位認定である「プラチナくるみん」を認定されたもので、宮城県内では4社目の認定となります。

今後も全職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働き甲斐と働きやすさを両立する組織をつくることで企業力を高め、「人で勝負する銀行」を目指してまいります。

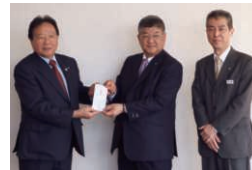


認定通知交付式



## ◆◆ 仙台銀行 じもと応援私募債

仙台銀行では、私募債発行時の手数料の一部を優遇し、その優遇分を原資として私募債発行企業様が学校や地方公共団体等に物品等を寄贈する寄付型私募債「仙台銀行じもと応援私募債」を取り扱っております。2018年8月より取扱いを開始し、2020年3月末において累計10件を受託いたしました。今後も、地元企業の事業発展のため、多様化する資金ニーズに積極的に対応するとともに、社会貢献活動に取り組む地元企業を応援してまいります。



寄付金贈呈式の様子







## 中継会場ご案内図

- 中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。
- 中継会場にご来場の場合は、書面またはインターネットにより、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

### 会場

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号  
仙台銀行本店 9階講堂

### 中継会場電話

(022)722-0039



### 最寄りの駅

J R 線	仙台駅	から徒歩	約11分
JR 仙石線	あおば通駅	から徒歩	約6分
仙台市営地下鉄	仙台駅	から徒歩	約7分
	青葉通一番町駅	から徒歩	約1分
山形仙台間高速バス	仙台駅前	から徒歩	約8分

## 株主総会会場ご案内図

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

会 場／山形市旅籠町三丁目2番3号

当社電話

きらやか銀行本店 3階大会議室 (023)631-0001

※無料駐車場「テレパーク」を準備しております。

